平成２１年（フ）第２９５号
名古屋市千種区千種３丁目27番21号　サンフレッシュ原３Ｃ、住民票上の住所三重県松阪市猟師町620番地１
破産者　堀西　修平
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７０号
神戸市兵庫区駅南通５丁目１番１―2005号
破産者　白石　健司
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８０９号
兵庫県加古川市平岡町新在家２丁目271番地の５　サンロード・スクエア・ショウワ416号
破産者　松岡　栄児
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１６号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋375番地の５、従前の住所兵庫県高砂市米田町島369番地の６
破産者　小嶋　繁樹
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１７号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋375番地の５、従前の住所兵庫県高砂市米田町島369番地の６
破産者　小嶋　和子
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１４９１号
広島市安佐南区東野２丁目３番11―102号エクセレンス東野Ⅱ番館
破産者　後藤　秀明
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５９号
広島県呉市宮原11丁目２番９号
破産者　坪中　千春
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４５号
熊本県宇城市松橋町豊福1132番地
破産者　本田　保代
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３７５６号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目３番16号　サンフレンズ稲穂Ｋ―101号
破産者　林　　康弘
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８号
群馬県富岡市一ノ宮1366番地２
破産者　神成　惠三
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１２１号
群馬県高崎市倉賀野町2787番地４
破産者　藤本　明彦
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第９４５号
横浜市青葉区あざみ野４丁目１番地１―505
破産者　加藤　義隆
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８１号
岐阜県大垣市三本木４丁目32番地　第一コーポさち203号
破産者　藤田　猛夫
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第８２号
岐阜県大垣市三本木４丁目32番地　第一コーポさち203号
破産者　藤田　光子
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第２２９３号
京都市山科区東野百拍子町18番地１、破産手続開始決定時の住所京都市南区東九条西河辺町22番地　メモリープレイスＡ＆Ｋ207号
破産者　岡村　宏二
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
大阪府和泉市光明台３丁目１番14―205号、前住所大阪府和泉市府中町６丁目14番37号
破産者　上原　一仁
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１６４６号
広島市安佐北区亀崎２丁目20番90―504号、破産手続開始決定時の住所広島市南区宇品西４丁目３番２―402号
破産者　佐々木政和
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１１８０８号
東京都板橋区若木１丁目21―15―208
破産者　香川　豊志
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９２６３号
愛知県西加茂郡三好町大字三好字中島101―１―101、開始決定時の住所愛知県豊川市御油町一ノ坪86―102
破産者　齊藤　裕一
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部